

令和6年11月18日（月）

於・AP市ヶ谷7階　ルームB

第41回

太平洋広域漁業調整委員会

議事速記録

第41回太平洋広域漁業調整委員会

日時：令和6年11月18日（月）

15：00～17：25

場所：AP市ヶ谷7階 ルームB

議事次第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

- (1) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について
- (2) くろまぐろ遊漁専門部会の設置について
- (3) 遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の変更について
- (4) 広域資源の管理について
 - ①部会における取組
 - ②マサバ太平洋系群
- (5) その他
 - ①TAC資源拡大に向けた検討状況について
 - ②令和7年度資源管理関係予算について
 - ③その他

4. 閉 会

午後 3 時 0 0 分 開会

○番浦課長補佐 それでは定刻となりましたので、ただいまから第41回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は、本委員会事務局を務めます水産庁管理調整課資源管理推進室の番浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、都道府県互選委員である北海道の川崎委員、福島県の鈴木哲二委員、大臣選任委員である鈴木宏彰委員、小玉委員が事情やむを得ず御欠席されております。また、愛知県の互選委員でいらっしゃいます鈴木輝明委員がウェブで接続される予定ですが、今現在、まだ接続できていない状況です。ですが、後ほどまた接続されるというふうな情報を頂いております。このため、現状、委員定数28名のうち、定足数である過半数の23名の委員の御出席を賜っております。このため、漁業法第156条の規定により準用いたします同法第145条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、北門会長に以降の議事進行をお願いしたいと思います。では、北門会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○北門会長 ありがとうございます。東京海洋大学の北門でございます。本日はお忙しい中、委員の皆様を始め、関係の皆様におかれましては御出席を頂き、ありがとうございます。

本日の議題は多岐にわたり、また配付資料も多いところ、皆様の御協力を得ながら議事を進めてまいりたいと思います。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員の交代について御報告いたします。

本委員会の委員は、都道府県海区互選委員18名と農林水産大臣選任委員10名により構成されております。このうち、岩手県の委員であった大井委員が一身上の都合により退任され、後任に湊謙岩手海区漁業調整委員会会長が委員として選任されましたので、皆様に御紹介したいと思います。

湊委員におかれましては、一言御挨拶を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○湊委員 岩手の湊です。大井会長の後を継いで会長に指名されたものですから、今後ともよろしくお願いいたします。

○北門会長 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の出席者を御紹介いたします。

本会場には、水産庁から魚谷資源管理部長、赤塚資源管理推進室長、城崎沿岸・遊漁室

長ほかの皆様は御出席を頂いております。

また、水産研究・教育機構から、水産資源研究所の久保田浮魚資源部副部長に御出席を頂いておりますので、御紹介いたします。

それでは、会議に先立ちまして、本日御臨席いただいております水産庁の魚谷部長から、本委員会の開催に当たり御挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○魚谷部長 皆さんこんにちは。ただいま御紹介にあずかりました水産庁資源管理部長の魚谷でございます。

それでは、第41回太平洋広域漁業調整委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。この太平洋広域漁業調整委員会は、我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域に分布・回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法改正により国の常設機関として設置をされたものでございます。

これまでこの委員会は、複数都道府県にまたがる海域を回遊する資源の管理についての検討、資源管理措置の適切な実施を担保するための委員会指示の発動、関連する漁業調整を通じてクロマグロを始めとした広域資源の管理に重要な役割を果たしてきているところでございます。

本日の主な議題といたしましては、一つ目として、太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について、二つ目のものとして、くろまぐろ遊漁専門部会の設置について、三つ目として、遊漁者のクロマグロの採捕の制限の違反者への対応方針の変更について、これら三つについて御審議を頂き、さらに四つ目として、まさばの広域資源管理の取組について御意見を頂くこととしております。

皆様御承知のとおり、我が国の資源管理については平成30年の漁業法の改正により、最大持続生産量を達成する水準に資源を維持又は回復させることを目標とし、目標達成のための手法としては漁獲可能量、TACによる管理を基本とすることとされております。

このような中、広域漁業調整委員会の調整機能や委員会指示については、引き続き重要な役割を果たしていくものであります。これからも、その機能がしっかり発揮されるよう、必要な情報提供などを行ってまいりたいと、水産庁としてもこのように考えております。

また、クロマグロの遊漁につきましては、漁業と一貫性のある管理を目指すこととしており、その管理手法に関し調査審議をするため、本年春の広域漁業調整委員会の会合で専門部会を設ける方向性をお示ししたところでございます。

本日は、この専門部会の具体的な構成や審議事項等について御説明をさせていただくこととしております。

今後とも関係者の皆様の御意見をお聴きしながら水産政策の改革を進め、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を目指してまいります。引き続き、皆様の御理解と御協力を頂きますよう、改めてお願い申し上げます。

最後となりますが、本日の会議が実り多いものとなり、資源が将来にわたって持続的に利用できる体制づくりの一助となるよう祈念をいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○北門会長 魚谷部長、どうもありがとうございました。

続きまして議事に入ります前に、事務局より配付資料等の確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○番浦課長補佐 事務局でございます。本日の配付資料について確認させていただきます。

まず、本日の委員会の議事次第、続きまして委員名簿、出席者名簿。

それから、本日の委員会で御説明する資料として、全体で資料1から5までをお配りしております。なお、資料1については枝番号が1から7までございます。また、資料2については枝番号が1から3までございます。資料3は1枚となっております。資料4については枝番号が1から2までございます。このうち資料4－2においては、更に枝番号が1から2までございます。資料5は枝番号が1から2までございます。

配付資料は以上となっておりますが、不足などございましたら事務局の方までお申し付けください。

なお、今回の開催形式は、会場出席又はウェブ出席の併用による開催となります。ウェブ出席の委員の皆様方におかれましては、事前に事務局よりお送りしたウェブ会議の進め方に従って、マイクはミュート、消音を基本としていただき、御発言される際は、先に音声又はチャット機能により御意思を表示などしていただいた上で、会長から合図した後に御発言をお願いいたします。

また、会場にて御出席の委員の皆様方をお願いですが、御発言がウェブ参加者にも伝わ

るように、必ずマイクを通じて御発言いただくようお願いいたします。

円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○北門会長 ありがとうございます。

続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてですが、事務規程第12条により、会長の私から御指名させていただきます。都道府県互選委員からは静岡県の高田委員、大臣選任委員からは小坂田委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いいたします。どうかよろしくお願いいたします。

本会議場にお集まりの報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまですででございますので、以降の撮影につきましてはお控えくださいますようお願いいたします。

それでは、議題（１）の太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示についてです。事務局より御説明をお願いいたします。

○番場課長補佐 事務局の番場と申します。よろしくお願いいたします。資料の方は、資料１の束を使って説明をさせていただきたいと思います。

まずは資料の１－１、太平洋クロマグロに関する委員会指示についてという資料を御覧ください。

これまでの経緯の方を簡単に説明をさせていただきますと、太平洋クロマグロの管理を進めるために、曳き縄漁業ですとか釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」と位置付けまして、平成24年に届出制を導入いたしました。その後、平成25年以降、この委員会指示による承認制に移行しまして、現在、承認数が約１万7,000隻という隻数に対して承認を出しているというところでございます。

原則２年ごとに更新をして、新しい委員会指示を出すということで対応してきておりまして、現行の承認期間が令和７年３月31日、今年度末までとなっておりますので、令和７年度以降の新たな委員会指示の案を御説明させていただきたいと思っております。

２番、新しい委員会指示案の概要ですけれども、こちらに簡単に記載をさせていただいております。旧被承認者からの地位の承継等が困難な場合において、新規承認を一部条件を規定した上で承認をすることを可能にするというところを変更してはどうかと考えております。

（１）番、承認条件についてというところ、こちらは現在、承認を持っている方が引き続き新しい承認を得る場合ですけれども、こちらについては従来の条件から変更なしとい

う案としております。

(2) 番、規定の追加が新規承認を認める場合の条件として追加するという案となっておりますが、現在の承認者から地位を承継することができない場合、さらに、クロマグロの漁獲を実際に行わせる機会の付与が可能な場合に限りまして、国際的に定められた管理措置の範囲内において、承認することができるという規定を追加してはどうかと考えております。具体的には、これから説明をさせていただきます。

承認期間につきましては、また2年間、令和7年4月1日から令和9年3月31日までを基本として指示を出してはどうかと考えております。

具体的な説明の方を一つずつさせていただきたいと思います。

続きまして、資料の1-2を御覧ください。こちらは、新たな委員会指示となりますので、新旧対照表というのは正式にはそぐわないんですけれども、分かりやすさの面から新旧風ということで毎回、こういった改正前、改正後という形で資料を作らせていただいております。

向かって右側が今の指示、向かって左側が今回の新たな指示案となっております。

1 ページ目は、基本的に変更点は、日付の変更等のみとなっております。

2 ページ目に進んでいただきたいと思います。2 ページ目も年度の年次、時点変更のみとなっております。

少しおさらいの意味も兼ねて、3の操業の承認のところを少し簡単に説明をさせていただきますと、今の承認から変更はないんですけれども、今の承認の条件がどうなっているかという部分ですけれども、この指示の有効期間の前の期間、指示期間において、沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者が、次に掲げるイからニまでの条件を満たす場合には承認を受けることができるということで、今までの承認はこれまで営んでいる者、現在の承認者に限って承認をできることという規定にしておりました。

一番条件の大きなものがイに書いてあるところですが、過去の承認期間において、「くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること」というのを条件としておりました。

ただし、ただし書がございまして、ただし、都道府県の意見書がある場合には、この限りではないということで対応をしております。

というのが現在の承認条件となっております。

3 ページ目にいただいていただきまして、(3) 番、赤字で、古い方には新設で、向かって

左側の方に新しく書いてある部分が今回追記してはどうかと考えている新規承認の条件の記載ぶりとなっております。

(3) 番です。太平洋において沿岸くろまぐろ漁業を新たに営もうとする者であって、かつ、旧被承認者から地位を承継することのできない者につきましては、この(1)というのが現在の承認規定ですけれども、この承認規定にかかわらず、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請をして、委員会の承認を受けることができると。この場合において、委員会は、当該者が(1)のハ——ハというのは委員会指示の違反者、違反から1年を経過していないという条件ですけれども——ハ及びニ——ニは暴力団等ではないことの規定ですが——この条件プラス、今から御説明しますイとロの条件を満たす場合に承認するものとするということとしております。

このイとロの条件ですけれども、まずイのところにつきましては、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から申請について、次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があることとしております。

①番は、「当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令を始めとする漁業関係法令を遵守する者であること」。これは現在の承認の現承認の方にもある規定ですけれども、要は法令を遵守する者であること。

それから、②番が新しい規定となりますけれども、「当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障を来さず、かつ、当該者に対し、くろまぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であること」という規定としております。

ロになりますけれども、ロは今ほどのイの意見書の内容、それから都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されることという規定としております。ロについては、また後ほど説明をさせていただきますと思いますが、基本的には今言いましたイの②のところで、承認をする場合というのは都道府県別漁獲可能量から鑑みて、クロマグロの漁獲を実際の一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であることと。可能である場合には新規承認を出すという規定にしてはどうかと考えております。

以上が主な説明になりまして、4ページ目、5ページ目、それから6ページ目も現在の規定と同等の規定にしてはどうかという案としております。

続きまして、6ページの後、沿岸くろまぐろ漁業の承認申請書という部分を御覧ください

い。こちらが申請書の案となります。変更点を説明させていただくと、時点更新とか委員会指示の数字の規定以外の部分につきまして、新規承認を認める案としておりますので、申請が現行の承認者なのか、新規なのか、どちらかを丸を付けていただくというところ。

それから、もう一つが赤字で「水揚げ市場（又は漁協）」と書いてございますところですけれども、ここは一番下の米印の２番を御覧いただきたいと思いますが、今までは操業海域、それから水揚げ市場については１か所主なものを書けばそれでいいということとしておりました。ここについては少し操業実態をより正確に把握したいという目的から、複数ある場合には全て記載することとしてはどうかという案としております。

変更点は以上となります。

続きまして、資料の１－３は今ほど新旧表で説明をさせていただいたものの実際の指示案となりますので、説明は割愛をさせていただきまして、続きまして資料の１－４を御覧ください。こちらと同じように、新と旧で新旧対照表の形でお示しをさせていただいております。

こちらにつきましては、これがこの指示の違反者への対応及び処分方針ですけれども、ここにつきましては現行と同等としてはどうかという案にしておりまして、特段の内容の修正は入れておりません。

それから、続きまして資料の１－５は今の新旧の部分本体、溶け込み版としたものになりますので、説明はまた割愛をさせていただきます。

続きまして、資料の１－６を御覧ください。こちらがこの承認の事務取扱要領になります。こちらと同じように新旧の形でお示しをさせていただいております。基本的には今の取扱要領から大きな変更というのはございませんで、２ページ目を御覧ください。

委員会指示のところ、赤字で記載しておりますところが今回の新規承認の案に対する追記部分となります。こちらを御説明させていただきたいと思います。

「委員会指示の３の（３）の承認は」というのが、こちらが先ほど説明をさせていただいた新規承認の部分の規定となりますが、につきましては「以下により取り扱うものとする」ということで、①番、委員会指示の３の（３）の口の「国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること」という部分、先ほど後ほど説明するとした部分ですけれども、これとは、委員会指示の３の（３）の規定による我が国全体の承認数の合計が５,０００を超えていないことをいうということで、太平洋広調委、それから今後決まると見込まれています瀬戸内海、それから日本海・九州の委員会指示全て

で合計が5,000を超えないことという規定が①となっております。

この5,000という数字の根拠ですけれども、こちらは今現在、約1万7,000隻の承認を出しておりますが、WCPFCのクロマグロの規定では、2002年、2004年の水準から増やさないことという努力規定もございます。漁獲努力量の規定もございます。こちらの規定が大体2万3,000から2万4,000隻が我が国上限となっておりますので、純粋にその措置を超えない範囲ということで計算したものが、日本全体で5,000という数字となっております。

ただ、一方で、ここの規定、今1万7,000隻の承認がございますけれども、実際に漁獲ができている者、TAC報告で、この承認の方で実際に漁獲報告をしていただいている方は1万7,000隻のうち約5,000隻となっております。残りの1万2,000隻の方は現在でも——まあ、いろいろな事情はあるとは思いますが、漁獲枠、漁獲可能量の枠が足りないということで操業を抑えているような方もいらっしゃると思っております。そういったものも踏まえて、新たに新規承認を出せる場合には5,000を超えない形で出すということを考えております。

②番です。各都道府県は意見書の提出に先立ちまして、令和7年1月24日までにその概数を報告するものとしておりまして、これが5,000を超える場合には、申請見込数の比率に応じて承認許可数の調整を行いまして、承認をするということとしたいと思っております。

③番、②の承認は、「廃業見合新規」の手續に準じて扱うこととしまして、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。

③の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとするということとしております。

以降、3ページ目、4ページ目につきましては、同じように特段の変更はなしとしております。

同じく最後、資料の1－7、こちらは今ほど新旧の形で説明をさせていただいたものの実際の新しい規定の案ということで付けさせていただいておるものですので、説明自体は割愛させていただきたいと思えます。

以上が簡単ではございますけれども、事務局からの説明となります。

○北門会長 番場課長補佐、どうも御説明ありがとうございました。資料1から7を通して、クロマグロ新規承認に関する点、それから承認制の違反者への対応及び処分、それから新規承認制の事務取扱要領、この3点について御説明いただいたかと思えます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等がありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。ウェブで御参加の皆さんは、挙手のボタンを押してお知らせください。

關哲夫委員、お願いいたします。

○關委員 宮城海区の關です。

ただいまのところは、承認制の事務取扱要領の赤字の部分の（２）のイの部分ですが、ここは当海区としては、沿岸でクロマグロが非常に見えているので何とかしろという声が非常に強いんですけれども、それで当県でこれを承認を申請することを求めた場合、相当数出る可能性があると思って悩んでいます。

そうすると、沿岸の部分でいくと、小型魚の方になる可能性も高くなるので、漁獲枠の管理についても非常に難しくなると思うんですが、この辺悩ましいと感じている次第です。水産庁さんでは、ここら辺の取扱いについては何かお考えあるでしょうか。

○北門会長 番場課長補佐、お願いいたします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。正にその点を各都道府県、それから各浜々で今回御議論いただきたいと思っております。どうしても承認だけの問題ではなくて、皆さん恐らくは、今、委員おっしゃったとおり、承認の数というよりは漁獲枠、どれだけ獲れるかというところがボトルネックとなりまして、承認数とか何人に獲らせることができるのかという部分があるかと思います。

一方で、各都道府県、事情はかなり異なっておりまして、現在もう既に漁獲実績のある者のみが承認を持っている都道府県もあれば、今、承認はかなりあるんですけれども、漁獲できている者はかなり少ないという都道府県もございます。いろいろ都道府県によって濃淡がございまして、なかなか広調委指示として、一律で、ではこの都道府県は何隻とか、そういったところを作るのは難しいというところで、各県の枠、それから各県さん、枠の管理も様々だろうと思いますけれども、漁獲枠の管理と実際の県内の漁業の状況等を踏まえて、この新規承認はそもそもまず活用すべきなのかどうかと、あとは実際の漁獲枠を見てどれくらいの者に出せるのかというのを御議論いただきたいなと思っております。

○北門会長 番場課長補佐、どうもありがとうございます。關哲夫委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○關委員 どうもありがとうございました。なかなかこれからの論議を見定めさせていただくしかないなという感想です。以上です。

○北門会長　ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。各都道府県の現場で事情はいろいろ異なることかと思いますが、すけれども、今後御議論を頂くということをお願いしたいと思います。

もし、ほかに御意見、御質問等ございませでしたら、本委員会として太平洋広域漁業調整委員会指示第48号を本日付けで発出することとし、併せて違反者への対応及び処分方針並びに事務取扱要領について原案どおり制定することといたします。

なお、今後の事務手続上におきまして軽微な修正等があった場合、会長一任とさせていただきたいと思います。反対の意思がある方は、音声又はチャット機能で意思を表明していただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局の方で各種事務手続と官報への掲載を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に議題（２）のくろまぐろ遊漁専門部会の設置についてです。事務局より御説明をお願いいたします。

○城崎室長　水産庁沿岸・遊漁室長の城崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に資料の２－１、このホチキス留めのセットで御説明をさせていただきます。

まず広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会の設置等についてということで、１ポツに設置の趣旨等を書いてございます。実は、これは先ほど魚谷部長からも冒頭お話がありましたように、今年春の広調委で現在の遊漁関係者を参考人として招致して意見を頂くという、そういう仕組みから、クロマグロ遊漁について、より精緻な強化策を議論していくためには、くろまぐろ遊漁専門部会のようなものを設置して、遊漁関係者が議論に参加する仕組みに変えていきたいと、このような御提案をさせていただきました。そして、次の開催される広調委で改めて御提案させてもらうということを申し上げてきたところでございまして、そのことが、まずこの（１）番に書いてございます。

（２）番には専門部会の委員ですとか、そして（３）番には専門会議の開催の概要について書いてございますけれども、なかなか言葉ではすばっと理解できない部分があるかと思うので、３ページ目に別添を付けてございます。別添でフローチャートを見ながら御説明をしたいと思います。

この横書きの表に、左から緑色の枠で太平洋、青色の枠で日本海・九州西、黄色で瀬戸

内海と、このように囲んでございます。そして、右の端の方には黒い枠で専門部会に属する「委員」について書いてございますけれども、上と下、２種類ございまして、上は広域漁業調整委員会の会長が自身が所属する委員会の委員から指名する者ということで、いわゆる親委員会から登用される方々であります。そして、この親委員会に属する委員としましては、今日皆さんお集まりでありますけれども、大臣が選任するまき網ですとか沖底ですとか、そういう漁業の方々もいらっしゃいますけれども、クロマグロ遊漁の関係では、これは瀬戸内海はちょっと除きますけれども、沿岸の部分と共通項があるだろうということで、海区の漁業調整委員会の代表者であります都道府県の互選委員を充てるのが適当ではないかということで、各広調委に１名ずつ置いているというところでございます。

そして、次の右側のまた黒丸の下の方でありますけれども、次の専門委につきましては、農林水産大臣がまずは親委員会に専門委員を選任した上で、その者を専門部会に属する者として会長が指名する専門委員によって構成されると書いてございます。この農林水産大臣が選任する専門委員には、クロマグロ遊漁の実態に詳しく、またこれまで広調委において参考人として様々な御意見を頂戴してきております遊漁の４団体に引き続きお願いしてはどうかというふうに考えておりまして、ここに示しているとおりでございます。

なお、この遊漁関係者を充てる専門委員につきましては、三つのくろまぐろ遊漁専門部会に共通して属することになります。

そして、真ん中に学識経験者と書いてございます。この学識経験者は、本来であれば各広調委から１名ずつを充てるべきかという考えはあるかもしれませんが、運営の効率化を図る観点と、今のくろまぐろ遊漁の中心が日本海にあるということ等を考慮しまして、日本海・九州西の学識経験者１名を充てることとしてはどうかと考えております。

以上を踏まえますと、左側の緑の太平洋広調委につきましては、都道府県互選委員の１名と遊漁関係者の４名の計５名で構成されると。青の日本海・九州西につきましては、都道府県互選委員の１名と学識経験者の１名、それと遊漁関係者の４名の計６名で構成がされると。黄色の瀬戸内海につきましては、都道府県互選委員の１名と遊漁関係者による４名の計５名で構成されると、このようにしてはどうかと考えております。

以上のように、各広調委に個別に設置がされます専門部会でありますけれども、調査審議をする内容といいますものは全国の共通であります。これを合同で開催してはどうかと考えておりまして、そのことは一番上に細長い四角で書いてありますけれども、まず一つ目の丸に、開催は合同で開催することができる、二つ目の丸として、合同会議における出

席者というのは、ここに書いてあります計8名を想定しているということにしてはどうかと考えております。

そして、また資料の冒頭に戻っていただきたいんですが、資料の2-1、一番冒頭です。資料、行ったり来たりして申し訳ありませんけれども、冒頭に戻っていただきたいんですが、この冒頭には1の(2)と(3)のところに今御説明したことが書いてございます。そして、(3)の半ば辺りに、議事は出席委員全員の一致により決することとするということと、合同会議の結果は親委員会に報告されること、また親委員会は合同会議の議決を尊重するという事としております。これらの規定は既に設置をされております太平洋の南部会などと同様の書きぶりにしてございます。

そして、資料を少し進んでもらいまして、資料の2-2、4ページを御覧ください。資料の2-2には、私ども事務局が想定しております委員及び専門委員の人選案を記してございます。太平洋の広調委の都道府県の互選委員としましては、伊豆の大島周りにクロマグロ遊漁の主体の漁場があるということ、そして県下に多くのクロマグロの漁業者を抱えつつ、クロマグロ狙いの遊漁船業者によるまぐろ部会というものが漁連の中に設置されていると、そういう事情を踏まえまして、静岡海区の高田会長にお願いしてはどうかと考えているところでございます。

続きまして、学識経験者につきましては、日本海・九州西の会長であります田中東京海洋大学の名誉教授にお願いしてはどうかと考えております。

そして、専門委員につきましては、これまで各広調委に参考人としてお招きをして意見を伺ってきました四つの遊漁団体に引き続きお願いしてはどうかと考えております。

度々恐縮ですが、また最初のページに戻っていただきたいと思います。最初のページの次は2ポツ、専門部会における審議事項についてでございます。審議事項につきましては、(1)クロマグロ遊漁委員会指示案の検討ということと、(2)今後のクロマグロ遊漁管理の検討と二つに分けて書いてございます。

一つ目は、具体的には令和7年4月1日から始まる、次のシーズンに間に合うように、時期別の採捕数量の配分ですとか、採捕報告の内容の正確性の確保、そういうものに関するものを整理する必要があるがございます。この時期別の採捕数量につきましては、遊漁に対する数量が全体が確定した上での議論をする必要がありますけれども、現在、水産政策審議会のくろまぐろ部会で議論がされておまして、本来であれば、それを待ってからの議論というのが必要なのかもしれませんが、いろいろな配分に関する考え方というのが

あるでしょうから、そのくろまぐろ部会の議論と並行して、こちらの専門部会の方でも議論をしておいていいのではないかと、このように考えているところでございます。

二つ目のポツであります報告内容の正確性の確保等につきましては、この報告内容の正確性を確保するために追加すべき具体的な手法ですとかバググリミットといいます、持ち帰りをできる尾数の考え方、こういうことも議論をしていきたいと思っております。いずれにせよ、来年、令和7年4月からのシーズンに間に合わせるために、今後、来年の2月、あるいは3月に開催されます春の広調委でお諮りできるように、それまでに成案をまとめ得る必要があると、そういう性格のものでございます。

次に、（2）に今後のクロマグロ遊漁管理の検討ということで書いてございます。二つ書いてございますが、まず届出制につきましては、今年の春に公表しました新たな資源管理のロードマップにも明記をしているとおり、クロマグロ遊漁につきましては将来的にTACによる数量管理に移行することとしておりまして、それに向けた段階的な措置として届出制を導入することを検討するとしております。その方向性について、この専門部会で議論を頂きたいと考えております。こちらにつきましても、令和7年度中の実施というのも一つ念頭に置きながら、早めに議論をする必要があるだろうというふうに考えております。

二つ目のポツに、キャッチ・アンド・リリースを書いてございます。こちらは遊漁関係者の高い関心があるというのは、これまでの広調委の場でも御案内のとおりだと思います。その是非について議論したいと思っております。これにつきましては、国内でこれまでキャッチ・アンド・リリースについての知見がないという状況でありますので、ほかの事項に比べて検討に時間を要することが見込まれますので、そのようにいくつか、議論の期限だとか目途だとか、そういうのが若干異なるということが、この（2）番に入っているのかなというふうに考えております。

そして、この次の3ポツにスケジュールを書いてございます。令和6年11月に、今日の太平洋の広調委を皮切りに、26日が日本海・九州西、29日が瀬戸内海というふうに続きますけれども、本日の太平洋の広調委におかれましては、くろまぐろ遊漁専門部会の設置の決議に加えて、くろまぐろ遊漁専門部会の合同会議の委員の案、そして関係する事務規程案について御審議を頂いて御了解いただければと思っております。そして、この人選案のうち、各広調委に共通する専門委員であります遊漁関係者につきましては、三つの全ての広調委で人選案の了解が取られた後に、事務局の方で農林水産大臣の選任手続を行いまし

て、その選任が終わった後に、各広調委の会長から指名をしていただくと、そういう手続が発生することになります。これら一連の手続につきましては、あらかじめ会長一任としていただくようお願いできればと考えております。

こうして三つの広調委の下にくろまぐろ遊漁専門部会が設置された後に、このスケジュールにも書いてありますけれども、12月中旬をめどに、くろまぐろ遊漁専門部会の第1回目の会合及び第1回目の専門部会の合同会議を開催したいと思っております。

なお、この専門部会の第1回目の会合につきましては、現時点で専門部会の部会長が決まっておらないものですから、この専門部会の事務規程、具体的には資料の2-3、5ページになりますけれども、下の方の第5条の2、第5条の第3項に、各会長がまだ指名されていない状況でありますので、各会長が指名した、専門部会委員に対しまして専門部会の招集を行った上で専門部会長を互選して、関係する事務規程を定めて、この次、6ページの第7条の第1項にありますとおり、合同会議を開催することができるということまで決議いただくことになろうかと思っております。そして、加えて、まだこの時点では合同会議の議長も、その他決まっていないという、そういう状況でありますので、最終的には合同会議の事務規程、こちらは資料が飛んで申し訳ありません、7ページの参考の合同会議の事務規程（案）の下の方、第5条の第3項に、各専門部会長が連名で会議を招集するという段取りにしたいと思っております。具体的には、専門部会と合同部会を同日に開催することを想定しておりまして、それぞれの広調委くろまぐろ遊漁専門部会の時間をずらして開催をして、そして、それぞれで合同で開催するということまで決議を取ってもらった上で、各専門部会の会長の連名で第1回目の合同会議を招集して開催することを想定しております。ちょっと初めての会議の立ち上げということで、少し手続的に複雑な状況になりますけれども、そのような扱いで開催していつてはどうかと思っております。

そして、合同会議の第1回目の会議におきましては、冒頭のスケジュール感のところにあるように、課題の整理等をまず行いたいと思っております。そして、年明けの1月から2月のうちに2回程度合同会議を重ねて、2月から3月にはそれぞれ親委員会を開催しまして、合同会議の検討内容、報告をし、そして一部、令和7年度の4月から始まる委員会指示については、そこで取りまとめを行うというふうにしております。

冒頭の1ページ目に書いてあります資料は、令和7年の2月から3月でスケジュールは一応止まっております。令和7年の4月以降の合同会議のスケジュールは現時点では未定でありますけれども、さきに御説明をしたとおり、届出制やキャッチ・アンド・リリース

ということにつきましては、引き続き検討していくことが必要であろうというふうに思っておりますので、4月以降については適宜開催をしていきたいと思っております。

以上、くろまぐろ遊漁専門部会についての説明でございます。どうぞ御審議をよろしくお願いいたします。

○北門会長 どうも御説明ありがとうございました。くろまぐろ遊漁専門部会の設置等に関する御説明を頂きました。

それでは、御質問、御意見等がありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

今、ほぼ同時だったんですけれども、高濱委員。

○高濱委員 なかなか理解するのが大変だったんで、ようやく分かったところではあるんですけれども、専門部会のところで、委員のメンバーから見ると、例えば真ん中の日本海・九州西は別にして、太平洋で言えば都道府県の互選委員が1人で、残り的人たちが遊漁団体の人。これからすると、当然遊漁で一生懸命クロマグロを釣りたいんだという人たちのアクセルがすごいがつんと踏まれたときに、都道府県互選委員が厳しい立場に立たされるんじゃないかな。しかも、御説明の中で、合同会議は全員一致なんだけれども、その結果は委員会に報告されて、委員会は合同会議の議決を尊重するんだから、そうすると、上の会議で、いや、そういう話、専門部会で話し合われたけれども、なかなか否定するのできないんだなというふうに書かれているというふうにも読み取れるんで。

何が心配かという、お一人の都道府県互選委員の人が厳しい立場に立たされないかなというのがちょっと不安なものですから、これでいいのかなという、その件に関する御質問で、どのような対応を考えられているのかなというふうに思いまして。

○北門会長 御懸念、御質問ありがとうございます。城崎室長、お願いいたします。

○城崎室長 ありがとうございます。その辺の御懸念は、これまで漁業関係者にお話をさせてもらう中でもそういう御意見がございました。私どもの方では、まずは海区の代表、学識経験者も含めて、今4名の体制になる。遊漁関係者が4名の体制になるということで、そういうふうに基本的にはイーブンの立場で御議論していただくというふうに思っております。もちろん、遊漁関係者のアクセルががっと回ったときに漁業とのバランスが御懸念されるという話があって、各海区委から、背負われる方のところに荷重が負担になっても困る、そこは重々承知しておりますので、そこは水産庁の方でバランスが取れるようにマネージをしていく必要があるんだろうというふうに考えておりますので、そこは十分留意しながら議論を管理していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

す。

○北門会長 高濱委員、どうもありがとうございます。城崎室長、御回答ありがとうございました。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 今、高濱さんが言ったとおりで、自分もこの会議に出ていて、このメンバーの遊漁の方々です。権利ばかり主張していて。本当にこれ大丈夫かと思います。なぜかという、自分はこの委員を水産庁に押しつけられたようなのですが、その遊漁への懸念というのはすごくあると思うんです。本来だったら、もっと管理がしっかりされていて、その中でキャッチ・アンド・リリースなど先に進んでいくのならいいんですけども、まだ遊漁船のことも、自分たちのところにも遊漁船はあるんだけど、あれだけ釣っていて数量が上がってこないとか、いろいろな問題がまず先にあると思うんです。沿岸漁業者がずっと我慢してきて、やっとこのときに数量が増えて、どのくらい増えるか分からないけれども、その中で水産庁さんが、広調委で自分が感じているのは、遊漁団体から責められると思うんです。みんなも、出ている人は分かると思うんですけども、1時間ぐらい権利の主張ですよ。自分の主張しかしない。それでは話にならないと思う自分もいます。俺、逃げているわけじゃないけれども、自分のところにも遊漁船があって、いろいろな話をするんだけど、まずそこでルールを決めることが先にやることじゃないのかな。管理をもう少しした中で話をしていくべきだと思う。こういうふうな会議を作って。それじゃないと今、高濱さんが言ったように、感じている人は多分多く感じていると思います。そういうことです。以上です。

○北門会長 高田委員、どうもありがとうございます。まず最初に城崎室長、御回答よろしくをお願いします。

○城崎室長 ありがとうございます。

○北門会長 それでは井上委員、先をお願いします。

○井上委員 今、高田委員のおっしゃったことと似ているようなものですが、最初から私、遊漁というのは遊びながら漁をするという遊漁船ですから、駄目なんじゃないの、枠をやるなんてと言っておったんですが、これやったとしてもあれでしょう。我々流し網は市場に来て、水産庁か保安部か何か知らぬけれども、監視していると。監視の中で操業をやっているんです。そうしますと、遊漁船は市場に持ってくるわけでもないし、料理屋に持っていくのか何か分からぬけれども、どのようにして水産庁は管理するんですか。管

理の仕方は。

○城崎室長　ありがとうございます。まず高田委員から上がった、遊漁の管理がされていないではないかということについては、今、正に数量の議論をしております水産政策審議会のくろまぐろ部会でも、権利と義務の関係があって、権利というのは数量の話です。義務というのは規制の話です。それが本来であれば、漁業のようにきちんと平仄するものであるべきだろうという話があって、くろまぐろ部会の委員の方からも、遊漁はどうも規制の方が遅れているではないかという話がありました。そういう中で、今井上委員からあったような、数量を設定するというのも時期尚早であると。なので、今の現状の留保枠の中で管理すべきだという話になっているので、そういう御意見もある中で、確かに規制の方が追い付いていないというのは実際にあります。

そういう中で、規制をこれからどういうふうにしていくのかということを考えなくちゃいけないときに、これまで参考人として意見を、私どもで議論を主導してきたことに加えて、当事者である遊漁関係者の意見も踏まえないと、そこは民主的なこともあるでしょうから、そこは配慮する必要があるだろうというふうに思っています。

でも、おっしゃるように参考人の意見で、それは確かに相当長い意見をずっとされて、広調委の議論としては相当異質な議論になったよねと、そういうやり取りもあったのも重々承知はしていて、それでやはり、参考人として意見を言うって下さいというふうになったから、多分ああいうふうになってしまったと思うんですけども、これからは自分の意見を言うだけではなくて、ちゃんと管理の在り方、落としどころを決めるという責務を彼らも持って、それこそ遊漁関係者のクロマグロ遊漁者の代弁として彼らも背負って出てくるものがあると思っていますので、自分の意見だけを通すわけではなくて、それはいわゆる管理の在り方、落としどころというのを見据えた建設的な議論をしていただかなくてはいけないというふうに思っておりますし、そこは水産庁の方でも個人の意見に偏るだけではなくて、きちんとそこは漁業と遊漁の意見の発言のボリュームやバランスも含めて、そこは水産庁がきちんとマネージをしていかななくちゃいけないんだろうというふうに思っております。

もちろん、そういう御懸念は先ほど申し上げたように、いろいろな漁業の関係者の方とお話をするときにも、遊漁関係者の意見に押し切られるんではないか。そうなると、各浜の代表として来ている方、特に広調委の全体の漁業関係者の期待を背負って出てきている方に荷重な負担を与えないように、そこは是非とも水産庁でしっかりマネージしてくれと

いうふうに言われておりますので、そこは重々注意して運営していきたいと思っております。

○井上委員 それでは、遊漁船に枠をやるって最初から反対と私は言っていたんですけれども、枠をやるということは、水産庁はちゃんとした管理、言うなれば私どものように流し網業界は市場でも管理されています。そういう管理はできるんですか、全国の遊漁船の管理は。

○城崎室長 管理は水産基本計画では、遊漁については最終的には数量管理をするというふうに書いてありますので、最終的にはそこを目指すんだと思います。現状では広調委で、採捕、陸揚げをした場合には報告をするということで、確かにそこは今相当緩い仕組みになっているので、それから最終的な数量管理に移行させるときに、では、どういうすべがあるかというのは、まずはクロマグロ遊漁の全体像を把握する上で、例えば船舶の届出制とか、全体像を把握する仕組みが必要だろうというふうに思っておりますので、それをまずやらせてもらいたいというふうに思っています。

その上で現在も報告制度を入れておりますけれども、釣った人間が正確性を持って報告できるように、それを報告を受けた水産庁が検証できるような、正確性の確保を担保できるような管理の強化策を来年の4月からもう強化をしていきたいと思っておりますので、その強化策についても、クロマグロ遊漁、遊漁船とプレジャーボート両方ありますけれども、それにどういう義務を課すことが正確性の確保につながって、管理の強化が図られるかということも併せて検討していきたいと思っております。

○井上委員 いや、管理、管理っておっしゃいますけれども、どのようにしてやっていって、今、おっしゃっている段階で、遊漁船に枠をやるとか、そういうのは最初から、遊漁船はこの今の説明では4名遊漁船が入るとか何とかという説明がありましたけれども、遊漁船の言うようにして、我々が言いたいのは、ちゃんとした管理ができる、水産庁でできるのかというのを言いたいんです。できないでしょう。どうしてできます。北は北海道から九州まであるのに。できないです。数量管理のできない、遊漁というのは字で書いたように遊びながら漁をする漁でしょう。我々は漁業として、これから若い漁業者が、今も減っていますけれども、減らないようにして一生懸命頑張っています。それでも、この間の会議でも言ったと思いますけれども、我々は、網にかかります。かかった魚は海に返しなさいです。返しなさいと言うけれども、実際、マグロの習性は泳ぎが止まったら、もうそこで息絶えて、恥ずかしい話ですけれども、生き返るような習性はマグロにはないんで

す。だけど、水産庁は海に返しなさいと言うから、みんな我々の仲間、海に返しているんです。その返した魚のトン数だけでも、大体何ぼぐらい海に返したと。そのトン数だけでも報告できないのかと言ってきましたけれども、それも報告はしてもいいとか、出してみろとか、そういうことは一向に前に進みません。そっちの方はちょっと話がずれますけれども、どのように考えていらっしゃるんですか、水産庁としては。

○城崎室長 すみません、まず、クロマグロ遊漁については、確かに漁業者の方からすると相当甘い仕組みになっていて、なかなか遊びの遊漁に数量を釣らせること自体が認めたくないんだという御意見もあるのは、もちろんそれはこの広調委でも繰り返し御指摘いただいて、そこは承知をしておりますけれども、かといって、クロマグロ遊漁を全部認めないというわけにもなかなかいかないですし、あと遊漁船の中にも漁業と兼業して、漁協に所属をして、漁業者の一つの収入のやり方としてクロマグロ遊漁をされている方もいらっしゃるわけで、かつ最近では海業等々いろいろあるわけですから、地域の活性化のことも考えると、クロマグロ遊漁が全部が駄目と言うには、なかなかそこはいかないんだろうと思っています。

そういう中でちゃんと管理をしなくちゃいけない。そこは正しくおっしゃるとおりでありまして、現在の広調委の委員会指示のやり方というのは、ある意味限界に来ている部分があるものですから、そこを届出制というのを入れて、まずは全体でどれぐらいいるのかと。日本には1万3,000の遊漁船いますけれども、その中でクロマグロ狙いの遊漁船はどれぐらいいるのか、あとプレジャーボートがどれぐらいいるのかということ把握した上で、そして管理の届出してきた船を囲い込むような仕組みというのを作っていかなくちゃいけないだろうと。そういうことが制度、規制が追い付くことで、先ほど申し上げたような権利と義務の関係がやっと出てくるわけだというふうに思っておりますので、その現状の管理のところの限界があるところを、この部会を通じて届出制の議論も深めて、できるだけ早く届出制で全体像を把握して次のステップに移っていきたいと、このように水産庁は考えているところでございますので、そういう中で遊漁船、遊漁者の声が強くなって、漁業者の立場に影響をしかねないようなことにならないというのは、そこは大前提だと私も考えておりますので、そういう方針でこれからも運営していきたいと思っております。

○北門会長 ありがとうございます。井上委員、御発言の前に挙手を頂いてからお願いしたいと思います。井上委員、引き続きございますか。

○井上委員 漁業者代表のかじき等流し網漁業の井上です。

今、話を聞いていますけれども、遊漁船の話を聞いてから話をするようなことをおっしゃっていますけれども、まず水産庁は、管理をするのが水産庁でしょう。管理ができれば、それはしてもいいですよ。管理ができない遊漁船にどうして割当てトン数をやらなきゃいけないんですか。そこどうなんですか。管理がぴしゃっとできるんですか。我々はちゃんと管理されているんですよ。プレジャーボートは漁船登録は付いていないんじゃないの。付いていますか。

○城崎室長 プレジャーボートは船舶検査だけがやっているの、遊漁船登録は、そこはしていません。

○井上委員 漁船登録ないでしょう。

○城崎室長 漁船登録もちろん、プレジャーボートですからありません。

○井上委員 だから、そういうのも遊漁船と一緒に話をするからおかしいんじゃないの。そうでしょう。ちゃんとした管理ができる、我々みたいに市場で何丸は今度、何日に入るからって、もう管理されているんです。管理されて、現にあがっている船もあります。そういう厳しい中でやっているのに、はっきりと管理もできないような船をテーブルの上に遊漁者4名も一緒になって話合いをするというようなことは、我々根っからの漁師であれば考えられません。

○城崎室長 管理というところ言えば、確かに漁業の場合にはすべからず管理区分というのが設けられていて、そこで皆さんにはいろいろな義務というか、やっていただくこと、課されている状態です。でも遊漁船、遊漁については管理区分には全然至らないという状態になっているので、今は留保枠の中で扱いたまおうということで、漁業とは若干違う仕組みになっているところではございます。そういう中で留保枠の運用については広域漁業調整委員会の委員会指示でいろいろな、一人の持ち帰りの尾数ですとか報告の内容ですとか、そういう意味での管理をやっているというところではございまして、その管理の精度を高めなくちゃいけないというのが、今の委員会指示でやっている現状では、委員会指示の内容の強化というのはこれまでも例年、繰り返しやってきておりますので、それはまた来年の4月以降の留保枠の扱いの仕方ということでは管理強化を図っていきたいと思っておりますので、そこには実際にクロマグロ遊漁に直接関わっている人の御意見も聞いた方がいいだろうということで、今回こういう専門部会を立ち上げているところであります。

漁業の方はちゃんと管理区分がされているということに遊漁も追い付けるように、それが基本計画にもちゃんと数量管理をやっていきますというふうに書いてあるものですから、

今の広調委のある意味緩いやり方から漁業と一緒に数量管理まで、相当厳しいものまで昇華をさせていく過程においては、順番として、まずはクロマグロ遊漁の実態というのを把握しなくてはいけないということで、届出制というので、まずは船舶に届出を課して、日本ぐるりでどれぐらいの人がクロマグロ遊漁をやっているのかということのワンステップにしたいと思っております。

もちろん、その現状、今、井上委員がおっしゃるように、まだまだ遊漁の管理が至らないということは、正直にそうだと思いますけれども、それを少しでも高めるためには、こういう専門部会を設けて集中的に議論をする仕組みが必要かなというふうに思っておりますので、そこは是非とも御理解を頂ければと思っております。

○北門会長 よろしいでしょうか。日頃、資源管理に多大な御協力を頂いている漁業者の皆さんの御懸念、御不満、承知いたしました。幅広く御意見を頂きたいと思っておりますので、先に高田委員の方から頂きたいと思っております。お願いします。

○高田委員 静岡の高田です。

先ほどから言われているように、遊漁船です。遊漁船のお客さんが報告になっているじゃないですか。今度は3日になったと。そうじゃなくて、やはりそのところは船主、釣り出ている船の船主が報告しないと。お客さんだとタイムラグもあるし、しない方もいるので、そのところは早くそういうふうにしてくれという声が出ていたと思うんです。それがまだ3日、この間変わったとか言いますが、厳しくなったと言うけれども、10日が3日とかになったわけじゃないですか。そうじゃなくて、そこは連れていった船が、船主が報告するべきだと思います。

それで、遊漁船はうちの組合にもあるもので、遊漁船ではなくプレジャーボートです。プレジャーボートはだんだん大型化になってきていて、これはマグロだけでなく、水産庁がちゃんとプレジャーボートを把握しないと、沿岸漁業者、どこも多分漁業者が少なくなっていると思うんです。そうすると、5年先、10年になったときには、漁業者が漁場からはみ出されるようなことになりかねないとは思っているんです。僕らの海域では。だから、そういうことも含めて、もう少し早めにルール作りをやっていってほしいと思うんです。プレジャーボート、これは大型でも、小型でも、小さいマイボートでも、だんだんレジャーが多くなってきている中で、どんどん漁業者が漁場からはみ出されるようになってきているのが目に見えてきているんです。5年先、10年たったら、沿岸漁業で苦しむのは沿岸漁業者で、なぜかといったらレジャーに押されます。レジャーが悪いと言っ

ているわけじゃないんだけど、やはりそのところはもう少し沿岸漁業を真剣にもっと、確かにレジャー——まあ、レジャーというか、どこもレジャーを取り入れてやっているとところがだんだん多くなっているんですけども、やはり漁業者としては漁業で漁場が守っていかなきゃならないと思っているので、お願いします。

マグロの言ったのは、確かに漁業者に枠がなく、今まで我慢してきたのを、やっとなんかで少し増えていくわけです。その中で先ほども、くどいようですけども、何とか2回、メンバーの仲間が来て話をした中で、本当に権利しか主張しない。本当にこれでいいのかと自分も思います。話ができるのかと。水産庁さんは大丈夫だと言うけれども、本当に大丈夫かなと思います。押し付けられているような感じがするもん。

以上です。

○北門会長 高田委員、どうもありがとうございます。

竹林委員、お願いいたします。

○竹林委員 青森の竹林です。

この4団体の遊漁の主張は、4団体の団体の把握している範囲内の話を聞くしかないんでないかなと思うんです。日本全国の遊漁船所有している全ての人の話だったら分かるんですけども、この4団体の把握しているだけの話と我々漁業者との話じゃ、ちょっとかみ合わない部分が出てくると思います。なので、参考に専門委員にするにしたって、それをきちんこの団体が全国の遊漁者を把握しながら、その説明もできるような格好だったらいいんじゃないかと思えますけれども、それはちょっと不可能じゃないでしょうか。

○北門会長 竹林委員、どうもありがとうございます。

そのほか御意見いかがでしょうか。

井上委員、お願いします。

○井上委員 結論は同じですけども、それともう一点、我々が海に返す魚、マグロ、それも参考までに水産庁はこれからでも報告を取ってもらいたいんです。今増えているんです、マグロは。大間のマグロ、大間のマグロといいますけれども、あの辺の漁場になっていますから、かなり増えていますから、その辺の報告、獲った報告と、それから帰したトン数の報告、これを是非水産庁は、申告したいけれどもできないんでしょう、今まだ。できないんでしょう。それをできるようにしていただきたいんです。

○北門会長 ありがとうございます。番場課長補佐、お願いいたします。

○番場課長補佐 ありがとうございます。同じ意見、私の覚えている限りでは、昨年12月

の、11月末のTAC意見交換会で同じ意見を頂いたかと思っています。そのときにお答えしたのは、こちらから報告を別に拒んでいるわけではなくて、報告方法とか、どういったことが報告できるのかというのは漁業の現場の方と相談をしてくださいということで昨年、お答えをしたと記憶しております。その後、原班と団体の方の事務局とで相談をしたと聞いておりまして、まずはその結果の方を御確認いただければと思います。すみません、この場で詳しいところまでは、私、把握していないんですけれども、まずはそちら多分、御意見いただいた後に検討なり一度されているかと思っていますので、そこの方を御確認いただければと思います。

○井上委員 水産庁が報告していいよと言えれば我々は報告できるんですけれども、報告していいよという返事がないものですから、できないだけなんです。

○番場課長補佐 その方法ですとか、実際にできるのかとか、そういったところを多分相談されていると思うので、まずはその状況というか、確認を頂ければと思います。

○井上委員 どなたとお話、相談すればいいんですか。

○番場課長補佐 うちで言うと、原班なので、調整課の許可3班、それからそれが相談をしたと聞いているのは全国かじきの事務局の方と相談をしたと聞いております。

○北門会長 ありがとうございます。議論の取りまとめの前に城崎室長、何かありますか。

○城崎室長 ありがとうございます。先ほど高田委員からお話があった遊漁船については、確かにクロマグロを釣る人は、ほぼ遊漁船かプレジャーボートでやる、釣りすることにほぼほぼ間違いないので、遊漁船の船長にどういうふうに協力してもらうか、当然頭に入れながら議論していきたいと思います。

遊漁船については、遊漁船業法は改正されたという経緯もあるものですから、もちろん遊漁船業法というのは一つの安全、利用者の安全の確保のための法律なので、クロマグロの要は資源管理の取組というのは若干、法律の本趣旨からは外れますけれども、遊漁船をどういうふうに活用するかって非常に大きなテーマでありますので、そこも頭に入れながら、これから管理の在り方というのは考えていきたいと思います。

それと、プレジャーボートについては、これは確かに一番頭が痛いところでございまして、遊漁船はすべからく都道府県の登録船になっているので、1万3,000船、全員が顔が見える状況ですけれども、プレジャーボートというのは登録も何もない、免許さえ取ればできてしまうものですから、しかも、それが最近では船体の高速化と広範囲化で、あと釣り具の進化もすごいということで、漁業者にとってみれば、クロマグロに限らず、いろい

ろな魚種で資源管理、漁場の競合とかで問題になっていくことは重々承知をしておりますので、そこは国土交通省はもちろんですけれども、プレジャーボートに関わるいろいろな主体があるものですから、そういうところと、このクロマグロに限らず、いろいろなところで漁業との調整とか、あと資源管理の議論というのは、またこれは別の議論としてきちんと進めていきたいというふうに思ったところでございます。

それと、竹林委員からお話があった、確かにこの四つの団体で全てのクロマグロ遊漁の関係者が含まれているわけではございません。これは水産政策審議会のくろまぐろ部会でも、クロマグロについては全国団体がもうないですよという話にあって、全国団体がいないというのは、先ほど話をした権利と義務の関係で見れば、義務の部分にそういった統率力がないよねという話にもなっていきます。とはいいまして、水産庁の役所の方で団体を作れというのも、強制的に団体を作らせるのもこの御時世、なかなか難しい部分があるので、そこは今この四つの団体にお出ましいただいて、特に例えば日本釣振興会というのは公益財団法人で、釣り全体を見るとか、それぞれ団体によって性格、立ち位置が若干違うものですから、そういうのを総動員して、できる限り多くの遊漁、クロマグロ遊漁関係者に声が届くように、それは遊漁関係者にもそういう責任があるんですよということは自覚してもらいながら、この部会に議論に入ってもらって、それをまた外部に発信する際は、できるだけ多くの、隅々までの全員に発信できるような、そういう意識をきちんと持って、この議論に参加をしてもらいたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○北門会長 城崎室長、どうもありがとうございました。先ほどから議論いただいていますように、権利と義務というのはパッケージでないといけないと思います。片方だけがあってはいけなくて、二つが伴って初めて成立するものだと思いますので、そのような議論をこれからしていただけたと思います。

また、小型魚の保護や数量管理等で漁業者の皆さんに我慢をしていただいたおかげで、ようやく資源が回復をしてきて、環境等の兼ね合いもあるんですけれども、そういう状況である中で、漁業者さんにフラストレーションや不満等がたまらないような、うまくバランスの取れた制度設計等をこれから水産庁の皆さんと、それから今、提案いただいております遊漁専門部会等で双方からしっかり意見を聴いて、よりよい制度設計と取組、方向性について議論を頂けるんじゃないかというふうに期待しています。

その中で漁業の持続性、我々の食料事情を支えている漁業の持続性ということもしっか

り念頭に置いて議論を頂けると思いますし、また我々の広調委から選出される委員の方に過度な負担がかからないようにということも改めて強調しておきたいと思います。

いろいろな角度から御議論いただけて、とてもよかったと思っております。ありがとうございます。

それでは、本委員会として、くろまぐろ遊漁専門部会を本日付けで設置することとしたいと思います。委員及び専門委員は、本日は案ですけれども、本日御了承いただければ、事務局で専門委員の農林水産大臣の選任手続を行った上、くろまぐろ遊漁専門部会に属するべき委員及び専門委員を会長が指名したいと思います。また、事務規程（案）につきましても、本日御了承を頂ければ、第1回のくろまぐろの遊漁専門部会の会議で定めることとしたいと思います。

本日御議論いただいた内容については、設置が提案されております委員会等でしっかり報告をして反映していただけるかと思います。

それでは、反対の意思のある方がいらっしゃいましたら、音声又はチャット機能で意思を表明していただきたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○井上委員 先ほどの全国流し網の井上です。

それは委員にするのは、水産庁が絶対管理ができるという下でならばいいでしょうけれども、管理がはっきりできないのに委員に一緒にするというのは、私たちは考えられません。

○北門会長 反対意見があったということで。

○井上委員 もちろん反対です。どうやって管理するんですか。

○北門会長 その管理の仕方についても、これからしっかり議論を頂ける、そういう意見交換の場として新しく部会が設置されるという理解をしております。

○井上委員 いやいや、全国のプレジャーボートとか遊漁船が物を釣って、どこで管理するんですか。市場に持ってくるわけじゃないし。

○北門会長 御意見ありがとうございます。反対意見を頂いたと理解しております。

そのほかの皆さん、いかがでしょうか。

千葉海区の石井委員からも挙手いただいております。どうぞ。

○石井委員 各広域漁業調整委員会遊漁専門部会5名のうち、専門委員が4名で、委員が1名。こういう委員構成というのは、まず考えられません。高田委員さんが言うように、

1対4ではちょっときついと思います。同数の4対4くらいの漁業者と参考人の団体でやれるのであればいいですけど。また、漁業者は承認がなければマグロを獲れませんが、プレジャーボートや遊漁船は、1日1尾までならよろしいとなっています。漁業者は、承認を持っていなければ、そこにマグロが跳ねていても獲れない状況です。こうした点も考えた上で、水産庁には漁業のことをもう少し考えていただきたい。そこから改善する必要があるんじゃないですか。

以上です。

○北門会長 石井委員、どうもありがとうございます。城崎室長、いかがでしょう。

○城崎室長 ありがとうございます。正しく漁業のことを考えるがために、クロマグロ遊漁をちゃんと管理をしたいというふうに思っています。

先ほど井上委員からあったように、クロマグロを釣られた、遊漁で釣られたクロマグロはどこに行くんだということも、基本的には、私どもでは自家消費、自分で持って帰って食べるなりするというのが全てだというふうに思っておりまして、そういうのがどこかにお金として売買されるようなことというのは、それはもう漁業に該当するので、それは行われてはいけないというふうに思っておりますし、そういう観点では市場関係者にもいろいろな周知をする、あるいは取締り、いろいろやりながら、それは規律を図っていくということになってきているので、そういう意味では今も管理はしておりますし、その管理のやり方をより強化をすることが必要だというふうに、これは重々認識をしています。これは正しく漁業者が一枚岩でやっている取組を少しでも毀損することがないようにということで、遊漁者に対してやろうということでございます。現状の遊漁者に対する規制が確かに緩いというのは、そこは事実としてあるというふうに思っておりますので、それを少しでも高めるための方策というのをこの専門部会で議論をしていきたいというふうに思っています。

今、現に遊漁者も、確かに期間中であれば、1日1人1尾は持ち帰れますけれども、禁止期間中はそれはもう全部シャットアウトをして、それはできないという仕組みになっておりますので、そこは禁漁期間中は獲れませんということは漁業者と同等な仕組みになっているので、そういう遊漁者についても管理下に置かれているということは、まず御理解を頂きたいと思います。その管理下の仕方がまだ緩いので、それを強化をするという、そういう観点から、このくろまぐろ遊漁専門部会というのを作って集中的に議論をしたいというふうに思っておりますので、そういう会を設置することについては、是非とも御理解

を頂ければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○北門会長 ありがとうございます。

魚谷部長、お願いします。

○魚谷部長 私からもちょっと補足をさせていただきます。

このくろまぐろ遊漁専門部会の設置の目的ですけれども、これは資料２－１、あるいは資料２－３の最初の部分に書いておりますけれども、あくまでも「クロマグロ遊漁の管理手法に関し、調査審議する」というのが業務、あるいは趣旨ということになっております。要は、先ほどプレジャーボートの話、あるいは報告の話等々、いろいろな課題がある、遊漁の管理について。そういう御意見ございました。正にそのとおりでございまして、では、クロマグロ遊漁についてどういう管理の仕方、どうあるべきかというものを議論するという場であります。正に遊漁の管理をしっかりやっていくための道筋を皆さんで議論していただくという趣旨でございまして、例えばクロマグロの遊漁に枠をどれぐらい欲しいとか、そういったことを議論する、要は権利の方を議論するものではございません。ですので、これまでの広調委の会議の中で参考人、遊漁関係の参考人の方がいろいろな権利主張をされたということは私自身もこの会議に参加しておりますので、認識はしておりますが、そういうことを議論するものではない。仮に、この専門部会で、遊漁向けの枠が足りないとか、そういう話を主張、仮に専門委員になられる遊漁関係者の方が、されるようであれば、そこは、この部会でやるべき議論ではありませんよ、という話になるということで御理解いただければと思います。

そういう趣旨の審議、議論をするための部会でございますので、そういう前提でこの人数構成が漁業者３、遊漁者４ということですのでけれども、そこについての問題提起も、お気持ちは十分理解しますけれども、基本的には管理をしっかりやる方向でどうするか、という議論をするものだという前提で御理解を頂ければと思います。

以上でございます。

○北門会長 魚谷部長、どうもありがとうございます。今魚谷部長の方から念押しといたしますか、補足がありましたように、趣旨としては管理手法に関する調査審議ということで、先ほど私、ちょっとミスリードするようなパッケージの話をしましたけれども、むしろ義務に関する部分の議論を強化するという意味で設置が提案されているところであると思います。

改めまして皆様、設置についてお認めいただけますでしょうか。

高濱委員、お願いいたします。

○高濱委員 御説明よく分かりました。やはり、でも漁業者側が心配することがあるものですから。文言どうこうじゃないんですけれども。

例えば資料２－１の中、当たり前のことは書かないでいただくと、かえってこちらの方としては気持ちいいかなというのが、具体的に言いますけれども、「委員は、合同会議の議決を尊重するものとする」と書いてございます。これ消せることできないですか。何かそうすると、漁業者委員に出た方も少しは荷が下りるのかなと思う。何かこれが金科玉条のごとく見えて、恐ろしい言葉で、これが突っ走ってしまうように見えたものですから、ちょっとそういうことを申し上げました。

こういうことを申し上げると、基本的には水産庁さん、事前に作った資料を一言一句変えたくないというのも分かるんですけれども、なかなか話まとまらないとなると、御理解いただけないかなと思って提案するものです。

○北門会長 ありがとうございます。第15条の６番ですね。

○城崎室長 ありがとうございます。さっきの説明の中ではちょっと触れたんですけれども、２ページを御覧いただきたいと思います。こちらには後段に丸で、太平洋広調委の事務規程抜粋が書いてありますけれども、そこの６に、「委員会には、専門部会の議決を尊重するものとする」ということで、これは広調委の親委員会の方にもう既に定めている規定なものですから、あえてこの合同会議、専門部会のところに書かなくても、親委員会の方でも「専門部会の議決を尊重する」というふうにもう書かれているので、ここの削除というのはちょっと難しいかなと思っております。

しかしながら、今、これまで高田委員もおっしゃっていたように、不十分なものができて、それを親委員会に上げたときに、親委員会はどういうふうに扱っていいんだということの御懸念があるというのは重々分かりますので、その辺の運用をしっかりとしたいと思います。もちろん、そこは先ほど高田委員の方からも、水産庁はそういうふうに口では言うけれども本当にそれができるのかという話を改めて言われましたので、そこはバランスよくするように。それで、性急に物事が進まないように、必要であれば継続にするとか、性急にならないように、そこは運用には極めて注意して取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○北門会長 ありがとうございます。

魚谷部長、お願いします。

○魚谷部長 若干補足させていただきます。

同じ、この資料の２ページ、その太平洋広調委の事務規程の15条の４を見ていただければと思いますが、ここはただし書で、「ただし、議事については全員の一致により決する」と書いてございます。ですので、要は多数決で決めることにはなっていないと。漁業者委員の方が、これはどうしてもおかしいよねということであれば、そこは全員の一致にならないということですので、そういったことについては専門部会の議決に至らないということだと理解いただければと思います。

また、「尊重する」という文言も、あくまでも「尊重」でありまして、一言一句変えちゃいかんとか、そういうことではないわけですから、これは専門部会の一致した意見というのは、当然、尊重はするわけですが、尊重した上で、どこか、ここは変えた方がいいとかいう議論になるのであれば、そこは変えられるという御認識を持っていただければというふうに理解します。

以上です。

○北門会長 ありがとうございます。高濱委員、御質問ありがとうございました。おかげで事務規程について改めて確認ができてよかったと思います。ありがとうございます。

それでは、反対の意見を表明する委員の方もいらっしゃるんですけども、賛成多数ということですので、本委員会として設置をお認めしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局の方で各種事務手続を進めていただきたいと思います。

もう一題、クロマグロの議題がありますので、議題（３）「遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の変更について」です。事務局より、まずは御説明をお願いいたします。

○城崎室長 ありがとうございます。続きまして、資料３でございます。違反者への対応方針についてでございます。この委員会指示違反に対しましては、令和６年度から違反が確認された場合には、直ちに事務局は会長にその旨を連絡をして、会長は農林水産大臣による命令——「裏付け命令」と言っておりますけれども、この発出を要請する仕組みになってございます。それで、この係る手続というのは、会長又は会長職務の代理に一任をしてございます。それは、この資料で言いますところの２ポツに書いてある部分でございます。令和６年度からはこういう、直ちに指示ができると、命令ができるというふうにして

おりますので、そういう強化をしたこともありまして、これまで11件について裏付け命令を発出したところでありまして、引き続きこの委員会指示の適切な運用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

他方で、違反が確認される以前の段階、すなわち疑義情報等に接した場合には、採捕に関わる関係者に対して聞き取りをするために出頭を求めたり、あるいは必要な報告を聴取する必要がある。そういう場合がございます。そういうときに、手続につきましては、現状ではその都度、委員会の御判断を仰ぐ必要があるものですから、それを対応の迅速化を図って委員会指示の運用の一層の適正化を図る、確保するために、この赤字に書いてありますとおり、関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについても、会長（又は会長職務代理）一任として、出頭や必要な報告を徴した場合には、後日、委員会に報告するよう新たに定めたいと考えております。こういうことももちまして、今の委員会指示の運用、管理の強化の一助を事務局に頂ければと思ひまして提案をしている次第でございます。どうぞ御審議をよろしくお願いいたします。

○北門会長 ありがとうございます。「遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）」ということで御説明を頂きました。御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

本件についてお認めいただけますでしょうか。もし、反対、賛成等御意見等ありましたら、お知らせください。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本委員会として「太平洋広域漁業調整委員会指示第46号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針」について、本日付で変更することといたします。

なお、今後の事務手続上におきまして軽微な修正等があった場合、会長一任とさせていただきます。

事務局においては、各種事務手続を進めていただきたいと思います。

それではここで、短くて申し訳ないんですけども、5分ほど休憩を挟みたいと思います。16時45分から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

午後4時39分 休憩

午後4時46分 再開

○北門会長 短くて申し訳ないんですけども、再開したいと思います。

次は、議題（４）広域資源の管理についてです。

本日の午前中から、当委員会の太平洋北部会、太平洋南部会がそれぞれ開催されたところでございますが、当委員会事務規程第14条におきまして、それぞれの部会での調査審議の結果を当委員会に報告しなければならないこととなっております。

まずは（４）の①部会における取組について、事務局より説明をお願いいたします。

○番浦課長補佐 事務局の水産庁でございます。

資料４－１、複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況を御覧ください。

ここでは17の魚種・系群などについて記載しており、このうち太平洋北部会で議論しました２番の太平洋北部沖合性カレイ類、そして太平洋南部会で議論しました４番の太平洋南部キンメダイ、５番の伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種（トラフグ、マアナゴ、シャコ）及び６番の伊勢湾・三河湾イカナゴについての御報告となります。

なお、本委員会で取り上げるものは、３番のマサバ太平洋系群、それから17番の太平洋クロマグロとなっております。

では、本日午前中にございました北部会における議論の内容について、事務局の仙台漁業調整事務所の方から御報告をお願いいたします。

○冠所長 仙台漁業調整事務所長の冠と申します。午前中開催されました太平洋北部会の議事に関しまして御報告いたします。

当部会におきましては、この資料４にあります２番、太平洋北部沖合性カレイ類、具体的にはサメガレイ、ヤナギムシガレイ等々でございますが、これらの魚種に関しまして水産研究・教育機構から資源の水準やその動向についての評価結果の報告がなされました。

また、次に、事務局を務めております水産庁仙台漁業調整事務所からカレイ類の広域資源管理の取組といたしまして、その資源管理の措置の内容ですとか、あと関係者による連携体制、またその状況についての報告がございました。

その後に議論を頂いております。その一例を御報告いたしますと、例えば委員の皆様からは、2023年のヤナギムシガレイの加入量が少ないといった御意見がありまして、具体的にはその再生産関係ですとか、昨年と比較してちょっと少ないのではないかというような意見がございました。これに対しまして水研機構さんからは、環境要因ですとか、又は漁業者の選択的な漁獲によって１歳魚の漁獲が少なくなっているというようなことの御意見がございまして、このために今後年数が加われば資源尾数は増加する可能性がある、とい

った意見がございました。

このように、沖合性カレイ類に関しての意見交換がなされたということでございます。

概要は以上でございます。

○番浦課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、太平洋南部会の議論の内容について御説明をいたします。

南部会におきましては、太平洋南部キンメダイ、それから伊勢湾・三河湾小型機船底びき網対象種としてのトラフグ、マアナゴ及びシャコにつきまして、それぞれ水産研究・教育機構から資源評価の水準や動向について報告がなされました。また、その後は事務局の水産庁の方から、資源管理の取組に関してその実施状況などについて報告を行いまして、その後に議論を頂いております。

この南部会における主たる議論に関しましては、キンメダイに関して委員の方から、沖合底びき網漁業の方がかなり、600トン程度と、漁獲が急増していると聞いているので、操業状況について教えてほしいというような御意見等ございました。これに関して水産機構の方の御説明の中では、現在行われております資源評価の詳細版というものがございまして、その中には本年度から沖合底びき網漁業におけるキンメダイの漁獲のデータに関しても記載があるというふうなお答えがありまして、その中で20センチ前後のサイズを漁獲されているというような御報告がございました。

これに対して、また委員の方から、この沖合底びき網漁業で漁獲されているというサイズが小さいのではないかとというような御質問、御意見がございまして、これに関しては今後、水産機構としても引き続き漁獲サイズなどに関しては調査をしていくというお答えがあったところでございます。

では、簡単ではございますが、南部会の報告とさせていただきます。

あと追加で申し訳ありません。なお、昨年までこの表に記載していた資源のうち、二つの資源について削除しております。

一つ目は太平洋北部会のマダラで、これまで青森県の陸奥湾産卵群の資源管理として、青森県陸奥湾地区の小型定置網漁業及び底建網漁業と沖合底びき網漁業の青森県太平洋地区が取組を行ってきましたが、今年度から開始されたマダラのTAC管理の系群分けに当たり、青森県陸奥湾地区は「まだら北海道太平洋」、沖合底びき網漁業の青森県太平洋地区は「まだら本州太平洋北部系群」に区分されたため、今後はそれぞれ対象の資源の区分に応じた取組として各資源管理協定の取組に位置付け、太平洋北部会の対象から除外する

こととなりました。

また二つ目は、瀬戸内海広調委の周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ）で、平成27年度以降、瀬戸内海広調委の対象から除外されていたため削除したものですので、この件に関して御了承いただければと思います。

以上となります。

○北門会長 御説明、どうもありがとうございました。

北部会、それから南部会、それから補足説明について御説明いただきました。

御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。皆様、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

もしないようでしたら、次の議題に進みたいと思います。（４）の②ですけれども、マサバ太平洋系群の広域資源管理についてです。

まずは水産研究・教育機構水産資源研究所から資源評価の御説明を頂き、続いて事務局から資源管理の方向性について御説明をお願いします。

それでは、水産資源研究所の久保田浮魚資源部副部長より、マサバ太平洋系群の資源評価について御説明を頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

○久保田副部長 どうも御紹介ありがとうございます。水研機構の久保田と申します。

資料４－２－１にありますパワーポイントの打ち出しのような資料に基づきまして、マサバ太平洋系群の資源評価について御説明したいと思います。なるべく簡単にさせていたいただきたいと思いますが、図１、分布域です。太平洋に広く分布しております。産卵場は日本の南の海上、南岸域に形成されまして、黒潮に乗って稚仔魚は太平洋の沖合域、今では日付変更線ぐらいまで、かなり広い範囲に０歳魚、それから１歳魚ぐらいの小さいマサバは分布しております。年齢がいくにつれて分布域は日本の方に寄ってくるんですが、近年の海洋環境の影響で、あまり日本の沿岸の方に帰ってこなくなっているというような状況ではございます。

それで、図２、漁獲量の推移ですけれども、2015年頃をピークに、近年はまた漁獲量が減少してきております。2010年頃から資源が増加して、漁獲が伸びてきたんですが、その後、今はまた減少、先ほどのような海洋環境の影響などもあって減少傾向となっております。2022年漁期の漁獲量は日ロ、中国合わせて25万トンぐらいとなっております。

最初に申し上げるのを忘れておりましたが、この資料は2024年の１月に公開された資料に基づいております。今それからもうほぼ１年近くたって、10か月ぐらいたって

るわけですが、今新たな年の、今年度の評価の作業が進んでいるところです。なんですけれども、まだこれから会議というところで新しい情報を持ってくるわけにもいかず、1年近く前の情報に基づく御説明ですが、その点は御容赦ください。

図の3は各地の港での漁獲物の分析結果などから求めた年齢別漁獲尾数の推移です。こうした結果を使って資源量を推定していきます。これだけではなくて、調査船調査や産卵調査、それから漁業から得られたデータなどから資源量の指標値というのはいくつか求めております。それらを使って資源量を推定すると、図の4のようになりまして、これのオレンジ色の丸で示した推移が資源量の推移となっております。

加入量というのが0歳魚が漁業資源に加入したものの尾数を示していますけれども、青い線です。それが2013年に非常に高い値が出ているかと思えます。2013年級群が加入が非常によく、それがその後の資源が多く、また漁獲が多いという状況を継続していたんですけれども、徐々に資源量は減少していくというような推移をしています。

親魚量としては、そのうちの、資源量のうちの親魚量はグレーの丸で示したような推移となっており、近年5年の傾向としては減少傾向というふうに見てはおります。

図の5の方は資源量を推定した基となった年齢別資源尾数の推移ということですが、このようになっておりました。

次をお願いします。マサバ③のところの図の6が再生産関係といいまして、横軸に親魚量、縦軸がその親魚量から生まれた0歳魚の尾数を表しています。親が多ければ子供が多いという関係を表しているんですが、これが魚種によっていろいろな形をしています。マサバの場合は、おおむね親が多ければ子供が多いようにも見えますけれども、かなりばらつきが大きいです。

それから、左下の方に親が少ないときに加入がかなり少ないという点も結構多いんです。平均的な関係を求めると、青い太い線のようになります。上下に薄い点線がありますが、これが90%の範囲が含まれる範囲で、よいときと悪いときの落差がかなり大きいという、そういう特徴があります。

このような再生産関係が求められますと、MSY、最大持続生産量を推定できるんですが、それが右の図にある緑色の矢印の縦の長さで、37万2,000トンということになります。そのときの親魚量が154万トンということで、これが目標管理基準値となります。

MSY、37万2,000トンの60%なので、22万~23万トンぐらいの漁獲が得られるときの親魚量が56万2,000トンと、それが限界管理基準値で、これを下回るとより強い管理をす

る、漁獲圧をもっと下げましょうという閾値となっております。禁漁水準は6万7,000トン、MSYの10%に相当する漁獲があるときの親魚量ということで求まっております。

これらの管理基準値を基に図の8、神戸プロットというのを描くところなんですけれども、目標管理基準値に向かっていきたいということを目指していくわけなんですけれども、これまでマサバは漁獲圧が高くて、縦軸が漁獲圧の比なんですけれども、漁獲圧が高くて、資源量としても目標に到達した年がほとんどないという推定となっております。増やそうと思えば、まだ増やせるんじゃないかと、再生産関係からは推定されます。

2022年の漁獲圧としては青い丸を付けておりますけれども、少し黄色（神戸プロットの左下側）の方に入って、漁獲圧は若干下がったんですけれども、親魚量としてはまだ低いということです。

右の図の9は、およそ5年前に決定したマサバの管理のルールです。目標管理基準値から限界管理基準値までの親魚量のときは $0.9F_{msy}$ とあって、MSYが得られるときの漁獲圧の90%に下げた漁獲圧で管理しましょうと合意されています。限界管理基準値を下回ると、もっと漁獲圧を下げていましょうという、管理規則が採用されています。

次の⑤へってください。こちらは将来の予測を示しておりますけれども、青い方が現状の漁獲圧に基づく将来予測、赤い方が先ほどの $0.9F_{msy}$ のときの親魚と漁獲の予測を示しております。太いラインがその平均値なんですけれども、網掛けでちょっと薄い色で塗ってあるのが上下90%が含まれる範囲の推移なんですけれども、再生産関係のところで申し上げたとおり、予測は非常に上下に幅があり、やむを得ないんですけれども、平均的なラインを見ますと、現状の漁獲圧は、 $1.28F_{msy}$ とあって、MSYを実現するときの漁獲圧よりもちょっと高いんです。現状の漁獲圧とは2022年から2020年の3年間の平均のFの場合ですが、その漁獲圧では、将来の親魚量は現状よりも、 SB_{msy} には届かないぐらいの推移になり、 $0.9F_{msy}$ の漁獲をしていくのがよいのではないかとということです。

その場合の将来の漁獲量と親魚量は、マサバ⑤の図10の赤い太線で示したところを数字にすると、マサバ⑥の表1、表2の赤枠で示したところの数字になります。

ということで、2024年漁期の漁獲量としては、 $\beta 0.9$ のときに表2の方の2024年の値を見ると32万7,000トンとありまして、これがABCとなります。これは外国による漁獲も含めた値ですが、前年の、2024年1月に公表しました資源評価においては、このようなABCが推奨されるという結論となっております。

以上です。

○北門会長 久保田副部長、どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。もし、御意見、御質問ないようでしたら、続きまして資料4-2-2、マサバ太平洋系群の広域資源管理について事務局より御説明をお願いいたします。

○番浦課長補佐 事務局でございます。では、説明に入っていきたいと思います。資料4-2-2、マサバ太平洋系群の広域資源管理の資料を御覧ください。

まず1の資源の現状については、今、水産機構の方から詳細な御説明があったということと、ここの内容に関しては昨年度と同じということから、説明については割愛をさせていただければと思います。

2、関係漁業種類、（1）大臣許可漁業に関しては大中型まき網漁業、（2）知事許可漁業に関しては下に千葉県、神奈川県、静岡県ごとに対象漁業種類が右に記載してありでございます。ここの内容に関しても、昨年度と変更はございません。

続きまして3ポツ、資源管理の方向性についてでございます。ここで、まさば太平洋系群の資源管理については、資源管理基本方針で定められた、本系群の資源管理の目標の達成を目指すことを基本とすると。

そのため、令和元年の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50%の確率で目標管理基準値154万トンを上回るように漁獲圧力を調整し、資源評価において示される管理年度の資源量に、当該漁獲圧を乗じて設定される漁獲可能量による管理を行い、MSYを実現できる資源量の水準への回復を図ると記載があります。

すみません、ちょっと説明が長くなってしまったんですが、これが現行の資源管理基本方針でございます。皆様御存じかと思うんですけども、まさばの太平洋系群に関しては資源管理基本方針の見直しの年に入っておりまして、本年8月1日に第3回ステークホルダー会合を開催しまして、そこでこの見直しに関しまして検討を行っているところでございます。このマサバの令和7年度管理期間に関しては、また令和7年7月からありますけれども、それまでにステークホルダー会合を開催しまして、その中でより詳細な議論を行っていく予定としております。

また、下の段の方で、こういうTAC管理を行いつつということではございますけれども、また、漁獲可能量による管理に加えまして、本系群の資源管理の目標の達成を目指す

中で、漁業者自身による自主的な資源管理の取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁獲の実態に即した管理手法として引き続き重要であるとしております。

このため、資源管理の方向性として、公的規制のほか、資源管理協定などにに基づき、漁業者自身による自主的管理を併せて行っていくものとしております。

4 ポツ、関係者による連携でございます。ここの内容に関しても昨年度と同じでございます。

続きまして2 ページ目、マサバ太平洋系群の広域資源管理の取組状況でございます。変更部分について御説明いたしますと、2023漁期（7月から6月まで）のデータがここに加わっております。休漁日数が6日、休漁続日数が172続日、操業続日数が1,469続日、削減率がこの結果として10%ということになっております。なので、休漁の日数が全体で見るとちょっと下がっているということとなります。

続きまして3 ページ目、2、各県関係漁業（中型まき網漁業、サバたもすくい網漁業等）の自主的管理措置とその取組状況でございます。ここの記載内容に関しましては、これも昨年度と同じでございます。一番左に対象漁業種類がございまして、その横に都県名がございまして、具体的には管理措置はその右にございます。その横で、更にまたその内容に関して記載があるところでございます。

では、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○北門会長 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 今、伊豆諸島近海ではゴマサバの時期ですけれども、サバは全くいません。定置の方もサバ船も出ているんですけれども、もう休業状態です、サバは。かなりひどいです。そういうような状況です。

○北門会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

国内の資源評価に加えて、NPFCでも太平洋マサバの資源評価が今年初めて国際機関で行われて、その状況を、数字だけ見ると資源状況的にはよくないというか、日本の資源評価の結果と少し食い違うところもあるかと思うんですけれども、今後、国内資源の評価の見直しとか、あるいは国際資源機関との連携を深めて、よりよい資源状態の把握に努めていただければというふうに思います。

そのほかよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、続きまして議題（５）のその他に進みます。

１番目ですけれども、ＴＡＣ資源拡大に向けた検討状況について、事務局より御説明をお願いいたします。

○赤塚室長 水産室長の赤塚でございます。私の方から、資料５－１に沿って説明をさせていただきます。資料の方をよろしくをお願いいたします。

前回、令和５年２月２９日に行われました第４０回以降の動きについて御報告いたします。報告事項ですので、他の広域漁業調整委員会が所管される資源についても、御参考までにカバーいたしますことを御承知おきください。

まず資料の表の中頃のステークホルダー会合の部分でして、ここで更新された情報として、カタクチイワシ太平洋系群の第４回会合、カタクチイワシ瀬戸内海系群の第３回会合、ブリの第２回会合、マダラ北海道太平洋の第２回会合、マダラ北海道日本海の第２回会合、そしてマダイ日本海西部・東シナ海系群の第２回会合を開催したところです。

続きまして、備考の欄に移ります。赤字で示しましたとおり、カタクチイワシ太平洋系群、カタクチイワシ瀬戸内海系群、またマダイ日本海西部・東シナ海系群につきましては、令和７年１月からステップ１の管理を開始することについて水産政策審議会資源管理分科会の承認を頂いたところです。ちなみに、このステップ１というのは、漁業法に基づく報告の体制と農林水産大臣及び都道府県知事による情報の収集体制を確立するとともに、対象とする資源の特性とか、これを利用する漁業の実態等を踏まえた管理の実現のための課題を整理して、それを解決するための取組を行う段階と資源管理基本方針で定められています。ですので、この段階では、配分数量の設定だとか漁業法に基づく採捕の停止などの命令は行いません。期間は１年間を想定しているところです。

続けて、カタクチイワシ対馬暖流系群とウルメイワシの対馬暖流系群、こちらは令和６年１月からＴＡＣ管理、ステップ１が開始されているところです。こちらについて、２点スケジュール上の変更が生じまして、まず最初はステップ１が始まってからステップ３に行くまでの間の２年間と、これらの資源についてはなっていたところですが、カタクチイワシとか、ウルメイワシのほかの系群と合わせる形で、３年間に変更をしました。

もう一点、これらの資源の特性でございますけれども、比較的高い水準の加入があったと考えられるときの漁獲可能量の追加とかに係る規定について検討を行って、ステップ２の開始までに結論を得るようになっていました。このことについて、この結論を得る準備が整わ

なかったことからステップ１の期間を、先ほど、基本的には１年間を想定していると説明したところですが、この２資源については延長したところです。

以上、事務局から資料５－１の説明です。

○北門会長 御説明ありがとうございました。御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

關哲夫委員、お願いいたします。

○關委員 宮城海区の關ですが、最近、漁獲対象魚種が、いろいろ環境の変化が起こっていて、系群がどこに属するか分からないトラフグなんかがあるんですが、これらについては水産庁さんでは今後どういうふうな方向をお考えなんですか。

○赤塚室長 系群については、種内個体群のどこまでのまとまりを「系群」と捉えるのかとか、種内個体群としては認識するけれども「系群」という名称は付けないとか、いろいろと資源評価の方で最新の情報に基づいて、そういうことを検討し結論を出しているところです。我々管理の側といたしましては、最新の資源評価結果。その中には系群の考え方もございます。それに基づいてやっていくということになると考えています。

その際に重要なのは、正に關委員おっしゃったとおり、資源評価結果には混乱を生じる要素が多分に入っています。前回から変わる部分もありますし、そもそも科学の話なので、非常に難しい部分があります。こういったところは管理の側としても、できるだけ分かりやすく伝えることを心がける。もちろん、研究機関の方もこのことについて非常に頑張ってやっていらっしゃるけれども、そこをより分かりやすい形で伝えられるようにサポートしていきたいと考えています。

○關委員 どうもありがとうございました。

○北門会長 關哲夫委員、どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

もしないようでしたら、次の議題の方に移りたいと思います。議題（５）のその他の②、令和７年度資源管理関係予算についてです。事務局より資料の御説明をお願いいたします。

○赤塚室長 引き続いて推進室長から、資料５－２の説明に入らせていただきます。

この資料は、令和７年度の概算要求の主要事項を記載したものです。現在、この要求につきまして財政当局と協議をしているところです。

では、説明に入らせていただきます。

資源管理関係といたしましては、まず１の「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の

着実な実施」のための予算となりまして、この部分を御紹介いたします。

この予算は、①資源調査と評価、②資源管理、③漁業経営安定対策という構成となっています。

資源調査・評価については、海洋環境の変化、これは漁業に関係する全ての方が感じていることですが、この変化を踏まえた評価の実現に向けて必要な調査研究のための予算であったり、体制強化のための予算であったりを求めるものです。

また、評価の精度の向上、これ水産資源というのは環境の適否によって、その最大値が変動するものですから、最近の海洋環境の変化が大きい時期には、この重要性が非常に大きくなっていくと。このため、こういった精度の向上を推進するための予算というのも求めているところです。

このほかに、水産研究・教育機構の調査船「蒼鷹丸」ですけれども、最新の調査機器などを導入した代船を建造するための予算を求めています。

ここまでが1の①のアの説明となります。この項目で89億円を要求しているところです。

続けて、1の①のイでありますように、漁獲情報の電子的な情報収集体制の強化などに対応したシステムの整備だとか、水産流通適正化制度に基づく流通段階の情報伝達などの電子化を推進するなど、適切な資源評価・適正な流通管理を促進する体制を構築するためとして、7億円を要求しているところです。

次が資源管理の部分です。資源管理については、この着実な推進のためといたしまして、1の②にありますとおり、TAC管理に資する混獲回避技術などの開発の推進や漁獲割当ての管理の拡大に向けた取組、また資源管理協定の高度化、遊漁の実態把握や安全設備の導入、太平洋クロマグロの陸揚げ港などにおける漁獲監視の高度化を推進するためとして、18億円を要求しているところです。

次ページに移ります。1の③の漁業収入安定対策についての説明です。資源管理は、水産資源を持続的かつ最大限利用していくために取り組むものですけれども、その過程において一時的に減収が発生することがあります。このため、計画的に資源管理などに取り組む漁業者、また養殖業者を対象に、漁獲変動などに伴う減収を補填する漁業収入安定対策、「積立ぷらす」としても知られていますね。この制度を経営のセーフティネットとして設けており、今回は202億円を要求しているところです。

続けて、3ページに移ります。2の④の内水面及びさけ・ます等資源対策という項目です。本日の委員会でも取り上げておりますトラフグを始めとする栽培漁業において、環境

変動に対応した増殖手法の改良を支援するための予算、また、サケについては回帰率の向上に資するふ化放流の広域連携体制の構築などの取組を支援するための予算を要求しているところです。

以上、事務局から水産関係資源管理関連予算ということで、資料５－２の説明をいたしました。

○北門会長 御説明どうもありがとうございます。それでは、今の予算関係のことにつきまして御質問等ありましたら、お願いいたします。あるいは御意見等ございましたら、お願いいたします。

資源評価管理に関して、しっかり予算的な手当てをしていただいているということで理解いたしました。ありがとうございます。皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議題のその他として予定しているものは以上２点となりますが、せっかくの機会ですので、皆様、その他の議題としまして何か情報提供等がございましたら、よろしくをお願いいたします。いかがでしょうか。ウェブの方も御意見、情報提供等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

特段よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、最後に確認ですけれども、これまでの議事におきまして言い足りない、あるいは発言するタイミングを逃してしまったことなど、何か御発言等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。では、全ての議事について御了承いただいたということで、認識を共有させていただきます。

御意見等ないようですので、引き続き、次回の委員会の開催予定について、事務局より御説明をお願いいたします。

○番浦課長補佐 事務局の番浦でございます。次回の本委員会の開催につきましては、例年どおり２月から３月頃に開催したいと考えております。

日時及び場所、開催形式などについては、会長及び委員の皆様の御都合もお伺いしながら検討の上、追って御連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

○北門会長 ありがとうございます。次回の委員会は、例年どおり２月から３月頃に予定されているということです。委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

それでは、委員各位、御臨席の皆様におかれましては、議事進行への御協力及び貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。

事務局におかれましては、本日頂いた意見を踏まえて、今後の委員会の運営に活用して

いただきたいと思います。

なお、議事録署名人に指名させていただきました都道府県互選委員の高田委員、大臣選任委員の小坂田委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第41回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後 5 時 2 5 分 閉会